岩見沢市犬の登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例の概要

第１　改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため犬の登録等に係る手数料の改定を行う。

第２　改正の内容

犬の登録等手数料を次のように改める。

名称	改正前	改正後
犬の登録手数料	３，０００円／件	３，６００円／件
狂犬病予防注射済票交付手数料	５５０円／件	６６０円／件
鑑札再交付手数料	１，６００円／件	１，９２０円／件
狂犬病予防注射済票再交付手数料	３４０円／件	４００円／件

第３　施行期日

令和８年４月１日

岩見沢市条例第４５号

岩見沢市犬の登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　７　年１２月２２日

岩見沢市長　松　野　　哲

岩見沢市犬の登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例

岩見沢市犬の登録等手数料徴収条例（平成１２年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「３，０００円」を「３，６００円」に、「５５０円」を「６６０円」に、「１，６００円」を「１，９２０円」に、「３４０円」を「４００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の岩見沢市犬の登録等手数料徴収条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。